

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯等を支援する新たな給付金です。
- あなたの世帯は「**令和4年度住民税非課税世帯**」向けの給付金の対象になると思われるため、手続きに必要な確認書を送付します。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

支給対象となる世帯

世帯全員の令和4年度
住民税（均等割）が非課税の世帯

給付金の支給手続き

- 給付金を受け取るには **手続きが必要** です。
- 送付した**確認書**に記載された口座に給付金を振り込みますので、内容を**確認して、9月30日（金）までに郵便で返送してください。**



【確認する内容】

- ① 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
 - ② 住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと
- その他、確認書に記載された振込口座の番号等に誤りがないか など

給付金の支給時期

伯耆町が**確認書**を受理した日から**3週間以内**に口座に振り込みます。

お問い合わせ

伯耆町役場 住民課

【住民税非課税者等に対する臨時特別給付金担当】

0859-68-5531

受付時間 平日 8:30~17:15

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター

0120-526-145

受付時間 9:00~20:00（土日祝を含む）